

特例診療所の病床設置について

1 医療法令における特例規定

診療所に病床を設けようとするときは、厚生労働省令で定める場合を除き、所在地の都道府県知事の許可を受けなければならないとされている(医療法第7条3項)。上記の場合として厚生労働省令(医療法施行規則)では、都道府県医療審議会の意見を聴いて、一定の条件に(下記参照)を該当するものとして知事が認める診療所(いわゆる特例診療所)については、許可を受けないで事後の届出により病床を設置することができることとされている。(同法施行令第3条の3、施行規則第1条の14第7項)。この場合、基準病床数超過を理由とした法第30条の11の規定による知事の勧告の対象とならない(H25.4.24/H29.3.31厚労省通知)。

【許可を受けないで病床設置ができる診療所】(参考資料参照：医療法施行規則第1条の14第7項)

- ① 地域包括ケアシステム構築のために必要な診療所 (同項第1号)
- ② 地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所 (同項第2号)
例：へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療
- ③ 新型インフルエンザ等緊急事態における医療提供に必要な診療所 (同項第5号)

2 本県における取扱い

高齢化の進行等に伴い、医療・介護の需要が増加し、多様化することが見込まれる中で、地域医療に重要な役割を果たしている有床診療所の設置等を促進し、地域医療の充実を図るため、以下のとおり取り扱うものとしている (H25.11.28医第2372号通知)。

【許可を受けないで一般病床の設置又は増床ができる診療所】

医療法施行規則第1条の14第7項第1号及び第2号の規定に基づき許可を受けないで一般病床の設置等ができる診療所は、地域において特に必要とされる有床診療所として、地元医師会、地元市町及び圏域健康福祉推進協議会(神戸圏域においては、神戸市保健医療審議会医療専門分科会)の意見を得て、県医療審議会の議を経て保健医療計画に記載された診療所とする。

なお、個別診療所名の保健医療計画への記載については、県のHPに掲載するものとする。

3 審議の対象となる診療所

上記の取扱いに基づき、病床の設置希望のあった診療所は以下のとおり。(別紙1参照)

圏域名	診療所名	所在地	新設/増床の別	医療法施行規則における種別
播磨姫路	板垣救急クリニック(仮称)	たつの市揖西町南山2丁目110番の一部と111番	新設(4床)	救急医療(第2号)

※ 各団体からの意見は、別紙2～5参照